

## 第5回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する 検討会」のヒアリング概要

### ■ヒアリング概要（菅家英昭氏）

#### （ヒアリング）

- 息子が、生後10か月から1年4か月間引き離された。妻と家にいた息子がつかまり立ちから転倒して急性硬膜下血腫となった。病院で、救急医から、家庭内で起こったけがは児童相談所に通告すると告げられた。
- 病院で児相職員と面談し、経緯を話した。児相から、今後どうするかは児相が決めるのではなく、児相が依頼する鑑定医の判断で決めると言われた。
- その後、児相による自宅での調査や聞き取りなどを受け、入院から約2か月半後に児相に呼ばれ、息子が退院したことと一時保護されたことを告げられた。事故から毎日看護していたのに、なぜ今になって引き離されるのか理解できなかった。
- 一時保護の理由は、書面には「緊急保護」としか記載されておらず、児相から、鑑定医は「事故の可能性が高く虐待の可能性が低い」との見解だが、虐待の可能性がゼロではないから保護したと説明を受けた。また、乳児院への入所措置に同意すれば面会できるし、どこにいるのか居場所も教える。不服は争えるが、その間は面会禁止で居場所も教えられないと言われた。
- 息子にずっと会わせてもらえないのではないかという不安が募り、不本意だったが、施設入所を承諾した。
- しかし、面会には制限があり、児相職員立会いで週に1日1時間だった。毎日の面会を何度も求めたが、面会制限が長く続いた。
- 何が問題で、どんな条件を整えば息子が帰ってくるのか説明を求めても、病院からの通告があり、捜査中だから、すなわち、受傷機転が分からないから捜査機関に判断してもらおうということで親子分離が続いた。
- 私たちも事故であることを証明するしかないのだと感じ、脳神経外科医の意見書を児相に提出したが、捜査中だからと一切取り合ってもらえなかった。
- 妻は逮捕されたが、嫌疑不十分の不起訴となった。児相の結論は「事故か虐待かは判らない」だったが、息子は帰ってきた。
- つかまり立ちから転んで大けがをすることがあると知っていれば防げたかもしれず、負い目は消えない。しかし、なぜ息子と引き離されたのか、どうすれば引き離されずに済んだのかを考えない日はない。
- 親の側から事故の可能性が高いとする専門医の意見を示すなどしても、児相は虐待前提での対応を変えようとせず、親子分離が長引いて苦しんでいる。このようなケースを検証し、見直してほしい。
- 虐待の可能性がゼロではないという曖昧な理由だけで一時保護の判断に踏み切る前に、

家庭に寄り添ってみて、もし必要があれば支援やケアに全力を尽くすことをまず考えるのが児童福祉ではないか。

**(質疑) ※●は構成員**

- 一時保護のときに、今後の手続や、こういうことになった場合にはこうなるなど、将来に向けての説明というのはどういう形で行われたか。
- 原因が分からないので、捜査機関の判断が出て、安全安心が確認できたら次に進めるという説明だった。お願いして、住居や実家などで安全安心かを先に確認してもらったが、特に問題はないということだった。
- 児相の判断は捜査機関の判断とは別物であり、児相がきちんと考えていかなければいけない。児相というのは、強い権限があるからこそ、法律に即ったきちんとした対応が求められる。例えば、児相からは、こういう手続きの中ではこういう意見が言えるとか、親の意見と児相の見解が違う場合はこんな手順に進むという段階を追った説明がなかったのか。
- 不服があるなら争え、争えば子供には会えないという説明。今考えると息子がけがをした原因が分からないので、児相としてどういうふうに支援、指導したらいいか分からなかったのだろう。
- 一時保護決定のときに、担当者の説明によって保護者の方の受け取られる内容が変わるのは良くない。一連の対応について、保護者向けの資料があって、それに基づいて説明をされることがあればいいと思う。
- 鑑定医はこういうふうなことから虐待を疑っているとか、そういう医学的な説明はどの程度具体的に教えてもらったのか。
- 事故の可能性が高くて虐待の可能性が低い、それ以外は教えられないということだった。
- 別の医者からの意見書に対して、児相はどのような具体的な説明をしたのか。異なる意見書があり、それに対して、具体的にどのような理由で虐待の可能性があるというところを話し合うことがなかったのか。
- 一つの意見でしかない、何があったかは捜査機関に判断してもらおうという説明であり、話し合うことはなかった。
- 「こういうプロセスで虐待の可能性が否定できない」という具体的な説明がないので、親としては納得できないということか。
- そうである。
- 例えば、保護者としては、児相でない第三者性を持ったところが判断できる場があり、そういう場でそれぞれが持っている意見書などを開示して話し合いができればどうなっていたと思うか。
- そういう場があればよかった。
- 結局、そういった議論する場がないまま1年以上経過してしまい、一体何が起こって

たのかもよく分からないというところがあったのだと思う。

- 結局保護されたときも分からないとされて、帰ってくるときも分からない。だから、一時保護や入所措置の何が息子のためになったのかという思いがある。
- 今の虐待対応を見ていると適正な手続というのがどうも欠けている。一時保護をする事実はどこにあるのかをはっきりさせないまま、あるいは反論をする余地を残さないまま進めていかれる。今後、そこら辺をどう保障していくか。
- 施設入所の措置解除の際には、児相からどういった御説明があったか。
- 捜査機関の判断が出たので次のステップに進めるという説明だったと私は解釈している。なので、虐待かが分からなくても次のステップに進めるのだなと思った。

## ■ヒアリング概要（千葉県）

### （ヒアリング）

- 千葉県で一時保護所の入所率が100%を超えている状況について、要因、取組、課題等について説明する。
- 県の児童相談所は6か所あり、全てに一時保護所が併設されている。令和2年度当初まで一時保護所の定員は6つ合わせて115名。
- 児童虐待相談対応件数や入所人員も増加傾向にあり、以前は一時保護の多い児相から少ない児相に一時保護委託するなど児相間で融通していたが、令和元年度から急激に入所人員が増え、定員超過の割合が高くなった。
- 児童虐待相談対応件数が増加に伴い、一時保護が必要なケースも増加している上、措置先である里親や施設の受け皿が不足している。また、近年、児相の役割が拡大し、人員が不足したため、ケースワークに時間がかかる。さらに、千葉県では、再び死亡事例を発生させないよう、虐待対応マニュアルを改定し、一時保護解除などに対して一層慎重に判断している。これらにより、一時保護所での在所日数や入所率が増加している。
- 千葉県の取組として、まず一時保護所の増設を行い、定員を171名と増やした。児相自体も2か所増設することを決定した。増設する児相でも一時保護所を併設する予定でありさらに定員を増やす予定。
- さらに、2か所で児相の建替えを検討しており、一時保護所の整備も進められる上、受け皿として、民間の児童養護施設も新たに2つ設置する予定。
- なお、中核市である船橋市と柏市が、それぞれ市の児相を設置する意向。
- 千葉県では市と合わせると児相が4か所増え、県では2か所増設して2か所建て替えるというような計画である。
- 千葉県の児相の管轄について、柏児童相談所、市川児童相談所、中央児童相談所の3つは管轄人口が130万人を超える大きな児相。こちらの児相の管轄を見直し、5つにしようとしている。銚子、東上総、君津の児相は管轄人口が50万人以下である。

- 一時保護所の定員の増設状況について、令和2年度の当初の定員が115名。中央児童相談所は施設を移転し、定員30名となった。元の庁舎も引き続き一時保護所として使用しているため、30名増員して7月に供用を開始した。
- 市川、柏、君津の児相は、県内で起きた死亡事例の後、一時保護件数が急激に増えていることを受け、一時保護所の増設を決定した。昨年12月末までに順次完成し、現在では定員が56名増え、年度当初と比較して1.5倍の171名となっている。
- 児相の職員数は法改正などに伴い増えている。一時保護所職員も、平成28年に57名であったが、保護人員の増加や定員増への対応のため、令和2年では111名と約2倍になっている。
- 課題の1つ目は、計画的な一時保護の受け皿の確保。千葉県はもともと児童養護施設が少ない状況だったが、施設の小規模化や家庭養育優先の原則などのため、里親を推進する方針であり、児童養護施設はあまり増えていない。他方、児童虐待相談対応件数が増加しているため、社会的資源の受け皿が追いついていない。里親について理解が深まるよう、啓発動画を配信するなどしているが、急に増やすことは難しい。
- 一時保護所棟の増設や児相の新設は、時間がかかる。児相の設置は4年程度かかる。児童養護施設も決定してからタイムラグがある。先を見越して計画的に整備することが重要。
- また、児童虐待相談対応件数の増加が続くとすると、一時保護も増加していくと考えられるので、状況は厳しい。人材や施設もずっと増やせるわけではないので、一時保護をどうしていくかという議論も必要。
- 次の課題は、保護者との対立構造。児相では保護者としてしばしば対立し、支援につながりにくい状況になる。児相を避けることにより、長期的には虐待が潜在化する危険な場合も考えられる。対立しない制度になるよう改善していただきたい。
- 次に、児相への権限集中。一時保護は保護者、子供の権利の制限を行うことになるので、司法的な機能である。児相は福祉の行政機関なので、一時保護の決定やその調査など司法的機能を、児相から分けることも一つの考え。
- 次に、人材確保。児相は精神的に厳しい職場であり、職員は疲弊している。このため、人材が集まりにくい。また、施設でも人材確保が課題になっている。
- 最後に、家庭環境では養育が困難な子供について。一時保護の受け皿に里親があるが、ケアニーズが高い子供は児童養護施設など施設入所が必要。虐待件数の増加とともに、ケアニーズの高い子供が増えている。家庭的養育では不適応を起こす場合も多く、不適応を起こして里親不調になると、児童にとっては被害を重ねてしまうことになる。こういったことから、専門性のある職員がいる児童養護施設など施設の役割は極めて重要。

(質疑) ※●は構成員

- 定員超過への対処のために、子供を収容する場所だけをどんどん増やしているという印

象だが、本当に入所が必要なのかという点について、どう考えるか。

- 子供の安全確保に見相は責任があるので、子供の安全に疑問がある場合には一時保護をすることになる。子供の安全のために一時保護をして、一時保護の解除も慎重に行うため定員超過の状況があり、子供の環境に良くないため一時保護所を増設している。
- 課題等の中に一時保護所の質の改善などが含まれていないが、千葉県は質の改善も含めて今後考えていくのか。
- 一時保護所だけではなくて見相全般で、専門性を高めることが必要。今年度は中央児童相談所に人材育成研修課を設置し、職員の研修体制を強化しようとしている。
- 今年度4か所が増設あるいは新設ということで、例えば一時保護所の子供1人当たりの居室面積が新しい基準だと4.95平米、古い基準だと3.3平米だが、新しい基準をクリアできているか。
- 新しい中央児童相談所は、基準よりも広い面積としている。古い庁舎だと元の基準のままというところもある。
- 超過の要因として受け皿の不足が挙げていたが、これは施設の定員がどこもほぼ100%に近い満床状態になっていて受け皿がないのか、本当は定員が空いているが子供のケアニーズが高いために受け入れる施設がないのか。
- 大きな児童養護施設には、将来の小規模化に向けて計画的に入所児童数を抑えているような施設がある。それらを除けば比較的いっぱいに入っている。
- 所内保護の人数と委託の人数の割合は。
- 委託は20%台で、全国的に見ると非常に少ない状況。施設に空きがないため一時保護委託も少ない。
- 一時保護専用施設は何か所ぐらいあるのか。
- 県内だと2か所。乳児院が1か所と児童養護施設が1か所。
- 千葉県で一時保護専用施設や一時保護委託を推進できない理由はなにか。
- 施設のほうに話はしているが、人員に余裕がない、支援の専門性が担保できないといった意見があり、なかなか進まない。
- 一時保護委託のうち、里親さんへの一時保護委託は少ないのか。
- 一時保護委託をできる里親が限られてしまうので、あまり多くない。
- 中央児相の定員が55人になるということだが、55名というのは一つの一時保護所か。施設が幾つかに分かれて55名か。
- 施設が2つになり、一つが25名で一つが30名。
- 定員を今回増やしたが、この人数が適正であるというのはどのように考えたのか。
- 保護所の定員超過の状況が極めて悪いので、取り急ぎの対策として、見相の敷地内に建てられるだけ一時保護の施設をつくったというのが実態。それでできたのが171名。抜本的な改革としては、やはり見相を増設して対応していくこととなる。
- 一時保護所が満床ということで定員を増やしていくと、一時保護所にゆとりができるこ

とで期間が長期化していないのか。

- 期間のほうは、死亡事例があった後、急に延びている。それは保護解除などの慎重な判断が大きな要因ではないかと考えている。なので、一時保護所の定員を増やしても、それによる長期化はしないのではないかと。
- 受け皿が不足して一時保護が出来ない状況が続くと、市町村との関係が悪化してきて、逆に一時保護を解除しようとしても市町村が受け入れないということが満床の背景に起こってきていないのか。
- 千葉県は一時保護を受けるので定員超過しているためそうした事情はない。
- 保護件数の増加によって、子供の権利擁護がどのように難しくなっているのか、どのような課題があると認識しているのか。
- 増設前だと非常に厳しい生活環境だったが、中央児童相談所など、ある程度余裕のある構造にしており、傷ついた児童をケアできる、少しでも落ち着けるような環境の一時保護所をつくっていききたい。
- 都道府県推進計画の中に当事者の参画や子どもの意見表明権の保障が盛り込まれているが、千葉県の動きの中でその辺りが見えていない。例えば、新しく一時保護所をつくっていくときに、当事者参画がどのように進められているのか。
- 意見表明権は、今のところ従来と同じように意見箱であるとか手紙といったことで対応しているところだが、今後、どういうことができるのかいろいろ考えていきたいと思っている。

## ■ヒアリング概要（岡山県）

（ヒアリング）

- 岡山県は、中央児童相談所に20名、津山児童相談所は4名、政令市の岡山市こども総合相談所は25名の定員の一時保護所を設置している。岡山県の児童相談所は、開設以降、職員はほぼ福祉専門職で構成している。
- 岡山県の一時保護人数は678名であり、決して一時保護件数が少ないわけではない。「子どもの安全を守る」ことは、児相の使命なので、必要性があれば、一時保護する。
- 他方、一時保護所平均在所日数は10.1日。一時保護はするけれど、できる限り短期間になるよう努力する。一時保護を検討する際には、同時に担当者からおよその保護期間と出口戦略を提案してもらおう。人材育成の観点からも職員には、常にそうした視点を持って一時保護を検討してもらおう。
- 岡山県は、2007年に死亡事故を経験し、その検証結果に基づいて、岡山県の要保護児童施策や、児相の体制等を検討した中で、「子どもの参加する権利の実現」を目標の一つに定めている。その実現に向け、これまで歩んできた。
- こうした取組のひとつである「意見を聴かれる子どもの権利の実現に向けた取組」は、

今年度から「子どもの権利擁護推進事業」として事業化した。取組自体は、弁護士と一緒に2018年から開始していたが、昨年度策定した「岡山県社会的養育推進計画」の第一目標として据えることで事業化することができた。

- 実現に向けた取組の第一歩が、「一時保護所を利用している子どもが、自身の置かれている現状をどのように理解しているか、その実態を知ること」。そして第二歩が、「児童相談所で子ども観について議論を深めること」、第三歩が、「相談の開始から終結まで子どもへ情報を提供し、意見を聴く仕組みの内部構築の可否の検討を行うこと」、第四歩が、「子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うこと」としており、現在、そのプロセスの第一歩が始まった。
- 第一歩に一時保護所を据え、児相として、一番ハードな部分に最初に手を付けた。
- 岡山県の児相では、2012年度に独自の人材育成基本方針を策定し、体系的な研修を開始した。研修では、「子どもの権利」や「子どもの参加」をテーマにした内容を設定しており、講師や助言者等として、有識者や弁護士にも加わってもらい、テーマについて考えている。
- 5枚目の資料の中央は、実際の取組をベースに今年度、新たに設定しようと考えている子どもの権利擁護事業のスキーム案である。肝は、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会から弁護士が直接委託を受けて、意見聴取の活動をすることで、第三者性を担保しようと考えている。
- 1の「準備の段階」(2)「児童相談所内の承諾」だが、児相内の承諾を得ることが最初の壁になる。児童福祉司や児童心理司には、弁護士が担当する子どもに意見を聴くことで、ケースワーク等に影響が及ぶこと等の抵抗感等がある。この壁は、研修や弁護士との話し合い等を通じて乗り越えていく必要があり、実際に子どもたちの意見が伝わってくると態度も変化してくると思う。
- (5)「協力を依頼する子ども」だが、子どもをこちらが選ぶこと自体が本来「子ども中心」になっていなが、ここまでの取組では、自己の意見を形成する能力がある等の理由で小学校高学年以上の子どもに声をかけている。
- (7)「子どもへの事前説明」は、活動メンバーから、弁護士からの2回実施している。行使しない権利の説明もしている。また、この説明の際のやりとりが、子どもたちがエンパワメントされるきっかけとなることがわかってきており、非常に大事な段階。
- 2「子どもの意見を聴く段階」の(1)「聴取者」は、子どもと面識のない、子どもの権利委員会に所属している弁護士。今年度は、委託という形で児相から切り離すことを考えている。(2)「記録者」は、非言語な部分も含めて、子どもをきちんと観察するため、子どもと面識のない心理職。面接は、録音まではしていないが、可能な限り正確に記録している。(5)「一時保護所からの報告」は、意見聴取後の子どもに対するフォローが必要かどうか判断するための報告をきちんと一時保護所から受けることにしている。

- 3 「子どもの意見を活かす段階」からは大事な段階。聴き取った意見を、同意を得て共有し、生活上の改善であれば、翌日の一時保護所の会議で共有し、改善できることはすぐに改善する。ケースワークに対する意見は、担当の児童福祉司に伝え、対応を依頼する。
- 4 「必要な手続を紹介する段階」は、一時保護に納得していない子ども、退所が近い子ども、一時保護期間が長期化している子どもを優先して聴く。必要な行政的、司法的手続も、子どもに伝えることを想定。
- 6 枚目の資料。中央の表は、岡山県社会的養育推進計画の基本目標1で、さらに4つ目標を挙げている。現在は、(1)「第三者による子どもの意見聴取の実施」と、(2)「社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築」に取り掛かっている。この4つの目標を10年間で成し遂げる。
- 2 「弁護士の視点から」(2)「子どもの象徴的な意見」は、一時保護所は「厳しい」という意見がある一方、「楽しい」などの意見も多い。
- また、(3)「権利制約という視点からの意見」としては、特に施設の子どもの「不満がない」という意見があったが、「それは本心なのか」と疑うこともあった。また、一時保護所の場合、子どもは、権利制約より適切養育の開放から安心感の方が優位に立つ傾向がうかがわれる。そのため、「権利制約ということまで、まだまだ意識が向きにくいところがあるのは当然だ」というのが弁護士の感想である。
- 3 「子どもの様子(一時保護所)」(3)「子どもの意見表明を受けて改善した点」は、具体的に、意見を受けて、いろいろな改善をしている。子どもは、大人と同じように明確な意見を持っている。大人こそが、それを認めて、改めなければいけない。
- 4 「子どもへの影響(記録者)」だが、弁護士は子どもの支援に直接関与する立場ではないので、子どもたちの意見を、ただ受け止めながら聴いている。一時保護所を利用する子どもたちは、意図を持っていない大人が、ただ自分の意見を聴いてくれる経験が、本当に少ないのだと実感している。こうした機会が奪われているということが、いわゆる「虐待」と呼ばれているものの本質なのかもしれない。
- (3)「記録者として立会を通じて見えてきたこと」としては、眼前で子どもがエンパワメントされていく様子が観えるし、子ども可能性を改めて感じることができる。それだけに、子どもの意見を活かす仕組みをしっかりと創らなければ駄目だと思っている。
- 最後の5「システムの展望」の(1)「取組の課題」は、私たちはまだまだ「大人中心」なのだと思います。この取組では、基本的に子どもたちは、大人に選ばれているが、その子どもは、自分が置かれている状況や、担当の児童福祉司のことを本当によく観ている。一方、担当の児童福祉司は、そのことがわかっておらず、逆に子どもに考えを付度されている
- 他にも実際の取組では、子どもが実施の場所とか時期を選べなかったため、今年度から弁護士と面会ができる時期を固定した。



- (2)「聴取者の課題」は、第三者性の確保ということで、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの委託を検討している。子どもの意見聴取の専門性をどう担保していくかといったことも、これから考えなければならない。
- (3)「これから」だが、一時保護所での取組はスタート。今後は、施設や里親を利用している子どもへと広げているなどについても、検討していかなければならない。

(質疑) ※●は構成員

- 障害のある子どもや幼児など、言語によるコミュニケーションが苦手な子どもへの対応で、今していること、今後検討することを教えてほしい。
- ノウハウや知識が必要になるのでこれからの課題。現時点では、研修等の機会を通じて、どのようにしていくか検討している。基本的には児童福祉司とか児童心理司等が、きちんと子どもの意見を聴けるようになることを目指していくことが大前提で、子どもが「それでは不十分」と訴えた場合は、然るべき外部の方に、子どもの意見を聴いてもらうことを想定している。
- 一人の意見聴取に対して、フィードバックも含めてどれくらいの頻度や回数でやるのが一番理想なのか。
- 頻度は、現在は大体1回の実施。平均在所日数が10.1日なので、2回、3回と実施するのは難しい。時間は、大体30分から1時間程度。いつでも会えて、担当者を決めて聴取できるような体制を創れば理想。
- 意見表明を保障する機会自体に子どもの意見を反映させる方向での検討はしているのか。
- 一時保護所での実施は、自由が利きづらい。本当は子どもがどのようなシチュエーションで聴いてほしいのかを踏まえて実施したいが、現実的には、まだまだ時間がかかる。
- 岡山県がこうした非常に先駆的な取組を推進していけるエネルギーというのはどこにあるのか。岡山県は保護児童は1日平均10人いないし、児童養護施設に空きがあるなど、恵まれた環境にある。その辺があるからできるのではないか。
- 2007年の死亡事故を受けて、岡山県では「一人の子どもの死を絶対に無駄にしない」という反省が、エネルギーになっている。
- また、岡山県は、在宅で子どもを支援することに力を入れている。独自にニーズアセスメントツールも開発し、そうした可視化されたアセスメントと支援計画を策定し、子どもや保護者にも参加してもらい、支援活動を展開するように努めている。
- 岡山県の環境は恵まれているが、先輩たちが築いてきてくれたものだと理解している。行政サイドもその環境を守るために、取り組んでいこうと思っている。
- 意見聴取のタイミングについて、今は非常勤の先生が来られる曜日に限定してという話だったが、来年度以降どう考えているか。また、例えば親や学校に対する意見など保護所に関する以外意見表明をしたいという子供がいた場合、取扱いをどうしているのか。

- 意見聴取のタイミングについては、今年度から、予め日時を決めて、その日に弁護士が来ている。来年度も、もちろん固定した日時を設定して、一時保護所の利用開始時点で、弁護士が来ることをアナウンスする予定。
- 親とか学校等に関する意見も聴くことがある。今年度からは、弁護士から担当者への「申送書」を作成して、その書面に弁護士が子どもの意見を書いて、それに対して担当者が対応結果を書いて返す仕組みを導入した。
- 意見聴取をする弁護士に対する研修やスーパーバイズについて何かしているか、あるいはする予定があるか。
- 弁護士の研修、スーパーバイズについては、児相職員の人材育成研修で、子どもの権利を専門とした有識者を講師に招く際に、弁護士も招き、一緒にディスカッションすることで対応している。そうした機会は、毎年度継続して持つようにしている。
- 児相職員、心理司が立会うことで、アドボケーターと子どもとの間の信頼関係の構築に何か影響はあるのか、また、子供が立会いを拒否した場合の取扱いはどうか。
- 子どもに立会いを求めるかは聞いておらず、事前に弁護士と立会者の2人で意見を聴きくことを伝えている。ただ、立会いは、基本的に児童心理司が行うが、自己紹介の後は目立たないように記録をしているため、それ程大きな影響はない。特に女兒の場合、男性の弁護士と二人よりも、女性の心理司が同席したほうが安心できる面もある。
- 立会者は、もちろん独立した心理職も想定しているが、個人的にはケアリーバーの方も検討しており、まだ模索段階。
- フロー図を見ると、子供自身が、今の一時保護に納得できないということになると、社会福祉審議会で審査することになっているが、そのときの意見聴取をした弁護士の役割というのは、あくまで子供の代わりに意見を出すということなのか、社会福祉審議会の委員が調査として聴いているのか。
- 検討しているスキームは、まだ手探りの段階。実際には、一時保護に納得できない等の意見を表明する子どもは、担当者の説明に納得していないことが大半。まず、担当の児童福祉司から、改めてきちんと説明し、そこで収まっている。
- 2018年度から試行実践ということで、今後、子供たちからの、弁護士さんに話してみてもうどうだったかのサービス評価は考えているのか。例えば、子供たちにアンケートを配るとか、別の人が聴取するみたいな事を考えておられるのか。
- 現時点では、そうしたところまで検討することができていない。一時保護所を繰り返して利用した子どもからは、良い意見も、厳しい意見ももらっている。そうした意見を踏まえて、どうあるべきなのかを考えていきたい。今後、御質問をいただいた事後評価についても検討していきたい。